

**新潟県企業局管理規程第5号**

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

**第1条** 新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(開示請求等の特例)		(開示請求等の特例)	
<b>第12条</b> 条例第25条第1項に規定する、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所は、次の表のとおりとする。		<b>第12条</b> 条例第25条第1項に規定する、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所は、次の表のとおりとする。	
保有個人情報の項目	1 臨時的任用職員採用選考 2 非常勤職員（事務補助、技能補助）採用選考 3 非常勤嘱託員採用選考	保有個人情報の項目	臨時的任用職員採用選考
開示する内容	総合ランク	開示する内容	総合ランク
請求できる期間	合格通知の日から1ヶ月間	請求できる期間	合格通知の日から1ヶ月間
請求できる場所	採用選考を実施した局本庁及び事業所	請求できる場所	企業局総務課
2・3 (略)		2・3 (略)	

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。